

# 元禄竹島一件をめぐる ——付、明治十年太政官指令



塚本 孝  
(東海大学法学部教授)

- 1 はじめに
- 2 鬱陵島出漁をめぐる元禄の日朝交渉
- 3 唐人安龍福の再渡来
- 4 韓国政府の主張
- 5 元禄の日朝交渉の評価
- 6 付属島嶼論、安龍福の言動の評価
- 7 付——明治10年の太政官指令について
- 8 おわりに

## 1 はじめに

竹島（韓国名独島）をめぐる日韓両国間の領有権紛争には多くの論点がある<sup>1</sup>。本稿では、それらのうち、元禄年間に行われた「竹島」（鬱陵島）をめぐる日朝交渉及び当時渡来した唐人の言動に係る問題を検討し、関連して「竹島外一島」を本邦無関係とした明治10年の太政官指令に言及する。

17世紀末の元禄年間に当時日本で竹島と呼ばれていた鬱陵島において日本と朝鮮の漁民がアワビの採取等めぐる衝突した。それを契機に両国間で鬱陵島への出漁をめぐる外交交渉が行われ、最終的に日本政府（幕府）は日本人の鬱陵島への渡航を禁止した。今日韓国政府は、この日朝交渉を通じ竹島／独島が韓国領土であることが確認されたとしているので、当該主張の当否が問題となる。また、この事件で日本に連れ帰られた安龍福という人物が3年後訴え事があるとして再度渡来し、松島（竹島の当時の名称）は“子山島”で朝鮮の地である旨を述べた記録が

両国に残っている。安龍福の言動は、現今の竹島領有権紛争との関係でどのような意味を持つかという問題がある。

時代は下って明治9（1876）年、島根県から内務省に「日本海内竹島外一島地籍編纂方何」が提出された。内務省は、竹島（鬱陵島）をめぐる元禄年間の交渉記録を基に竹島（鬱陵島）は本邦無関係と考え、太政官の判断を仰いだ。太政官は、翌明治10（1877）年に「竹島外一島の儀本邦関係無之儀ト可相心得事」と指令した。このことの意味も、問題となる。

## 2 鬱陵島出漁をめぐる元禄の日朝交渉

隠岐と朝鮮半島間の日本海に（隠岐に近い方から順に）竹島と鬱陵島の2島がある。鬱陵島は、新羅の時代から朝鮮領であったが、朝鮮王朝は住民を刷出し、世宗20（1438）年に至り同島は空島と化した<sup>2</sup>。この鬱陵島を江戸時代の日本では「竹島」と呼び、17世紀には幕府公認の下、伯耆（鳥取藩）米子の大谷、村川両家が1年交代で同島へ赴き、アワビの採取等を行っていた。両家は將軍御目見えを許されアワビは拝謁時に献上された<sup>3</sup>。

元禄5（1692）年に村川家の船が竹島（鬱陵島）に赴くと唐人（朝鮮人）が多数出漁しており、島に置いておいた舟や道具を使ってアワビを取っていた。村川家の船頭は、印（証拠）として唐人の作った串鮑少々、笠、網頭巾等を持ち帰った。翌元禄6（1693）年に大谷家の船が渡航した際にも多数の唐人が既にアワビを取っていた。このため大谷家の船頭は、漁ができなかった証拠に今度は唐人2人を連れ帰った（大谷船の鬱陵島到着4月17日、18日出発、20日隠岐国福浦着、23日福浦発島前着、26日島前発出雲国長浜着、27日米子着）。鳥取藩は、幕府に報告し指示を仰いだ。唐人2名は米子の米子大谷方に逗留した。1か月後（5月26日）唐人を長崎に送るようにとの幕府の指示が到来。唐人2名は、米子を発ち、一旦鳥取に滞在した後6月30日に長崎着、9月に対馬藩經由朝鮮国に送還された<sup>4</sup>。

2 川上健三『竹島の歴史地理学的研究』古今書院、1966、pp.98-101.

3 川上、同上、pp.83-84.

4 川上、同上、pp.144-149. なお、この間、鳥取藩は、元禄6年5月22日付けで幕府に、文書で、米子から竹島（鬱陵島）までの距離が約160里であること、村川、大屋（谷）が御目見（將軍

1 本誌前号、高井晋「韓国竹島領有論の再吟味」『島嶼研究ジャーナル』第2巻第1号、2012.10、pp.54-73は、本稿で取り上げる問題を含めて各種の論点を概観している。

これを契機として、幕府は、朝鮮国との往復の窓口である対馬の宗家に対し、朝鮮漁民の竹島（蔚陵島）出漁禁止を同国に求めるよう命じた。宗家は、同元禄6（1693）年9月使臣を釜山に派遣して上記朝鮮人2名を引渡すとともに、文書で、朝鮮漁民の「本国（日本）竹島」への入漁に抗議し、幕府の命を奉じて同島への出漁制禁を求めた。これに対し朝鮮国は、同年12月の返書で、自国の海禁は厳しく外洋に出ることを得ない、「敵境之蔚陵島（朝鮮領である蔚陵島）」でさえ遠いので往来を許していない、その外ではなおさらである、このたび「貴界竹島」に漁船が入り手を煩わせた、今後は厳しく取り締まる云々とした<sup>5</sup>。

対馬の使臣は、翌元禄7（1694）年閏5月に再び釜山に赴き、当方の書簡では蔚陵島のことに言及していないのに今回の書簡に同島の名前があるとして、蔚陵の名の削除を求めた。これに対しては、同年9月、朝鮮国から長文の書簡が出され、江原道蔚珍県に蔚陵という属島がある、風涛危険であるため住民を移しその地を空けているが官吏を派遣して見回っている、この島は陸地から歴々と望み見ることができ、産物等を輿地勝覧に載せている、蔚陵島と竹島は一島二名である云々とし、逆に蔚陵島への日本人の往来を禁止するよう求めてきた。対馬は、翌元禄8（1695）年6月、先の書簡（元禄6年12月）と後の書簡（元禄7年9月）との矛盾を指摘し、朝鮮政府は同月これに反論した。同元禄8（1695）年10月、対馬の宗義真は老中阿部豊後守に交渉経過を報告し、指示を仰いだ<sup>6</sup>。

幕府（老中阿部豊後守）は、同元禄8年12月24日（西暦では年がかわって1696年の1月27日に当たる）、鳥取藩に、“竹島”が因幡伯耆付属になった時期（因州伯州え付候竹嶋はいつの比より両国え附属候哉 先祖領地被下候以前よりの儀候哉 但其後よりの儀候哉事）、島の大きさ、毎年漁採に行くのか、獵の様子・船数、一両年は行っていないのか等、及び、“竹島”以外に因

拝調)を仰せつけられる際に竹島アワビを献上すること、竹島（蔚陵島）で海驢（アシカ）を取り油を商うこと、竹島（蔚陵島）が無人の離島であり伯耆守の領地でないこと（竹嶋ははなれ嶋にて人居住は不仕候尤伯耆守支配所にて無之候）などを伝え、6月27日にも追加の返答をしている。「元禄六年五月廿二日御勘定頭松平美濃守殿え差出候書付写、同年六月廿七日松平美濃守殿え差出候書付の写」は、塚本孝「竹島関係旧島取藩文書および絵図（上）」『レファレンス』411, 1985.4, pp.82-83に掲載。

5 川上、同上, pp. 149-150.

6 川上、同上, pp. 151-157.

伯両国へ付属の島があり漁採に行くのか（竹嶋の外両国え附属の嶋有之候哉 并是又漁採ニ両国の者参候哉事）を照会した。これに対し、藩の江戸屋敷は、翌日、“竹島”は因幡伯耆付属ではない、米子の町人大屋（谷）九右衛門、村川市兵衛という者が渡航し漁をしているのは松平新太郎（池田光政）が伯耆国を領した折、老中奉書を以て仰せ出でられたものと承知している（竹嶋は因幡伯耆附属にては無御座候 伯耆国米子町人大屋九右衛門村川市兵衛と申者渡海漁仕候儀松平新太郎領国の節以御奉書被仰出候旨承候）、……戊年（元禄7年）は難風に遭い着岸せず、当年（元禄8年）は異国人が多数見えたので着岸せず帰路松島（今日の竹島）でアワビを少し取った（罷帰候節松嶋にて鮑少々取申候）、竹島松島そのほか因幡伯耆国付属の島はない（竹嶋松嶋其外両国え附属の島無御座候事）云々と返答した<sup>7</sup>。

幕府は、宗義真の意見を徴した後、翌元禄9（1696）年1月28日（西暦3月1日）、鳥取藩に対し、大谷、村川両家による竹島（蔚陵島）渡海制禁を指示した。老中阿部豊後守は、同日宗義真に対し、竹島渡海を禁じたことを伝え、朝鮮国に話すよう指示した。朝鮮国にどのように話すかについても、老中と宗家の間で協議が行われた。宗義真は、同元禄9（1696）年10月16日、対馬において朝鮮国の使者に幕府の決定を伝えた。また、使者の求めに応じて口上の内容を文書にして手交した。使者は、翌元禄10（1697）年1月帰国した<sup>8</sup>。

7 「元禄八亥十二月廿四日阿部豊後守様より曾我六郎兵衛を以御尋の御書付写本紙は返進」『亥十二月廿四日竹嶋の御尋書の御返答書同廿五日ニ平馬持参曾我六郎兵衛ニ渡ス』は、塚本「竹島関係旧島取藩文書および絵図（上）」前掲（註4）pp. 80-81に掲載。なお、鳥取藩の江戸屋敷は、この後元禄9年1月25日（西暦1696.2.27）に「松島」等について追加の返答をしている。すなわち、米子から出雲隠岐松島經由竹島までの距離（〔鳥後〕福浦より松嶋え八十里程）、（別紙）伯耆松島間の距離（松嶋え伯耆国より海路百式拾里程御座候事）、松島朝鮮間の距離（松嶋より朝鮮国えは八九十里程も御座候様及承候事）、松島の所属（松嶋は何れの国え附候嶋にては無御座候由承候事）、松島での漁・参加者（松嶋え獵参候儀竹嶋え渡海の節道筋にて御座候故立寄獵仕候 他領より獵参候儀は不承候事 尤出雲国隠岐国の者は米子のもと同船にて参候事）、大谷村川船以外は竹島へ渡航できないこと等である。「小谷伊兵衛差出候竹嶋の書附」塚本、同記事p. 86.

8 宗義真と老中との協議、朝鮮の使者への伝達については、対馬藩士が享保年間に取りまとめたと考えられる『竹島紀事』に詳細な記録がある。鳥根県の竹島問題研究会『竹島問題に関する調査研究 最終報告書（資料編）』2007.3に内田文恵外3名（飯田奈美子・野津薫・松本美和子）による解説が掲載されている。県HP < [http://www.pref.shimane.lg.jp/soumu/web-takeshima/takeshima04/takeshima04\\_01/takeshima04c.html](http://www.pref.shimane.lg.jp/soumu/web-takeshima/takeshima04/takeshima04_01/takeshima04c.html) > 参照。また、近時大西俊輝による翻刻・釈説が『日本海と竹島』第4部として出版された。大西俊輝『第四部 日本海と竹島—元禄の領土紛争記録「竹島紀事」』東洋出版, 2012.10. 下記5へ。